

知っていますか？ 生活保護のこと

～生活保護制度の正しい理解と活用のために～



日本弁護士連合会

生活保護制度の正しい理解が求められています！

今、非正規雇用の拡大などによって、働く場がない、あるいは働いても生活ができないワーキングプアが増えています。働いているか、求職活動中の世帯のうち、2割近くもの世帯が、生活保護基準以下で生活しているといえます（後藤道夫教授（都留文科大学）による分析）。

また、失業したときの雇用保険や、年金などの社会保障のセーフティネットも十分に機能していないのが現状です。

働いていても収入が足りない。「派遣切り」で仕事と住まいを一気に失う。病気になって、障がいを負って、収入がない。こんな状況に誰もが陥りやすい状態になっています。

原因が何であれ、この国の憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を送ることができないときに生活保護を利用して生活を立て直すことは、誰にも認められた権利です。

もちろん、雇用や社会保障のありかた全体を見直して、簡単に貧困に陥らないような社会を作っていくことは大事です。

でも、今まさに経済的に困窮している人が生活を立て直すには、生活保護の利用がどうしても必要です。

今の生活保護制度は、正しく運用されれば、基本的にはすべての人の尊厳ある生存を守れる制度のはずです。しかし、残念ながらいわゆる「水際作戦」や、生活保護に対する誤解や偏見によって、使いづらい制度となってしまう側面も否定できません。

日本弁護士連合会は、生活保護制度を多くの人に正しく知ってもらい、必要な人が漏れなく利用できるようにとの願いから、このパンフレットを作成しました。どうぞ最後までお読みください。

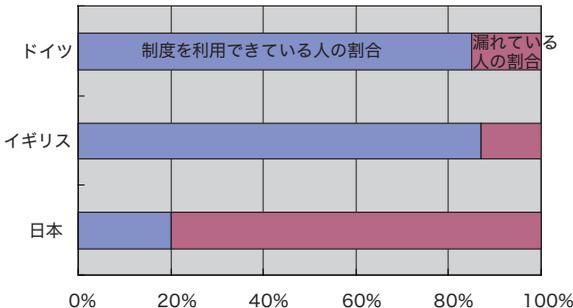
生活保護は何のためにあるのですか？

憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を、権利として具体化したものが生活保護です。資産や能力を活用しても健康で文化的な最低限度の生活が営めない場合に、誰もが生活保護を利用して生命と健康を維持できるようにするために、生活保護制度があります。

生活保護を必要とする人のうち、利用できていない人はどれくらいいるのですか？

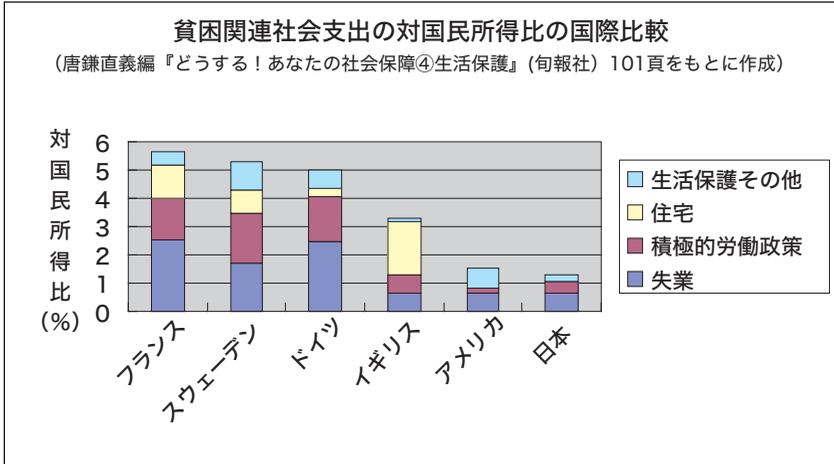
日本は貧困調査をしていないので正確にはわかりません。生活保護を利用する権利がある人のうち現に利用できている人が占める割合を「捕捉率」といいますが、研究者の試算では、日本の生活保護制度の捕捉率は15～20%だといわれています。高めにみて20%だとしても、2006年度の保護利用世帯が約107万世帯、約150万人いることからすると、400万世帯、600万人もの利用資格のある人が、権利の網からこぼれ落ちていることになります。

諸外国でみると、ドイツでも働ける年齢層に対する生活保護に対応する失業手当IIという制度の捕捉率は85～90%、イギリスの所得補助の捕捉率は87%といわれ、日本の捕捉率がいかに低いかがよく分かります。



皆が生活保護を利用するようになれば、 財政がもたないのでは？

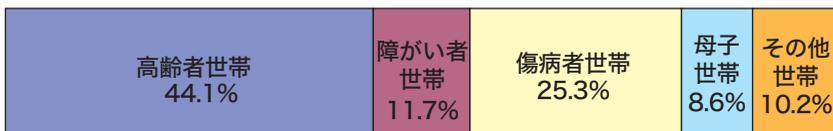
諸外国に比べて日本の生活保護費（社会保障費）は、そう大きくはあ
りません。



日本の生活保護受給者の8割は高齢者世帯・障がい者世帯・傷病者世帯であり、これは年金制度が不十分であることの裏返しです。生活保護は最後のセーフティネットと言われますが、日本の場合、雇用のネット、社会保険のネットが不十分であるため、すべてのしわ寄せが生活保護制度に来ているという側面があります。

日弁連は、雇用のネットを張り直し、年金制度、失業保険制度、社会教育制度、住宅施策、さまざまな社会手当の充実などをはかることが必要であると考えています。

世帯類型数の割合 (2006年度)

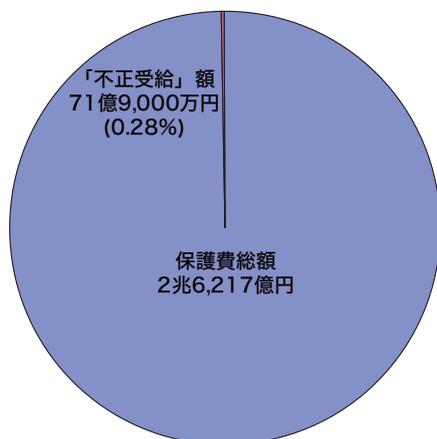


「不正受給」という言葉をよく聞きますが・・・

確かにマスコミなどでは生活保護の不正受給がよく話題になっています。

しかし、全体の受給額の中でみると保護費総額約 2 兆6,000 億円 (2005年度) のうち、不正受給額は約71億9,000万円で、0.28%にしか過ぎません。また、不正受給とされているものの中には、例えば、高校生の子どものアルバイト料を申告する必要がないと思っていた例など、故意にやったというよりも、制度に対する理解が不十分であったためにそうなった、というようなものも含まれています。

不正受給は決して許されることではなく、厳しく対処すべきですが、生活保護利用者の多くが不正受給をしているかのような感情的な偏見に結びつかないように、冷静な対応が望まれます。



こんな状況の人は生活保護を利用できる 可能性があります

<例1>東京都23区内に住む、夫42歳、妻38歳、子14歳、子8歳の家族。家賃は8万円。

収入は、夫22万円、妻7万円の給与と、5,000円の児童手当。

→利用できます。支給額は36,640円となります（2008年度の生活扶助・住宅扶助・教育扶助の基準による概算）。

<例2>岡山県玉野市に住んでいる、身体障害者手帳2級をもっている、45歳一人暮らしの人。家賃は4万円。

収入は、障害年金1級（1ヶ月82,508円）。

→利用できます。支給額は53,722円となります（2008年度の生活扶助・住宅扶助の基準による概算）。

<例3>福岡市に住んでいる、母33歳、子14歳、子8歳の家族。家賃は6万円。

収入は、母の給与15万円、児童扶養手当46,720円、児童手当5,000円。

→利用できます。支給額は54,710円となります（2008年度の生活扶助・住宅扶助・教育扶助の基準による概算）。

<例4>山形県米沢市に住んでいる、夫73歳、妻68歳の家族。家賃は4万5,000円。

収入は夫年金66,008円、妻年金5万円。

→利用できます。支給額は25,182円となります（2008年度の生活扶助・住宅扶助の基準による概算）。

★いずれも、預貯金など、すぐに生活費にあてられる資産がない場合を想定しています。また、持ち家に住んでいる場合も、その価値が著しく過大でない限り、生活保護を利用できます。

生活保護を利用するには

お近くの福祉事務所に行って「生活保護を申請します」と言ってください。福祉事務所は、市役所や区役所の中の「保護課」「福祉課」などの名称でおかれています。お住まいが町村の場合は、「振興局」「環境福祉事務所」などの名前のついた県の事務所におかれています。現在お住まいがない場合は、今いるところの福祉事務所に行ってください。

福祉事務所は、生活保護など、さまざまな福祉サービスの利用について助言や援助を行うところです。しかし、残念ながら、生活保護利用の抑制を目的に申請をさせない、いわゆる「水際作戦」が行われることがあります。これに対しては、はっきりと「保護を申請しますので申請書をください」と言ってください。定型の申請書でなくてもよいので、紙に「生活保護申請書」「ご本人の住所、氏名、生年月日」「困っている理由」「申請日」を書いて出してもかまいません。

もし、一人では対応できない場合には、次のところに相談してみてください。

各地の弁護士会（下記URLで調べられます）

http://www.nichibenren.or.jp/ja/link/bar_association.html

各地の日本司法支援センター地方事務所

<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/>

（その他の任意団体）

東北生活保護利用支援ネットワーク

電話 022-721-7011

首都圏生活保護支援法律家ネットワーク

電話 048-866-5040

生活保護支援ネットワーク静岡

電話 054-636-8611

東海生活保護利用支援ネットワーク

電話 052-911-9290

近畿生活保護支援法律家ネットワーク

電話 078-371-5118

生活保護支援九州ネットワーク

電話 097-534-7260

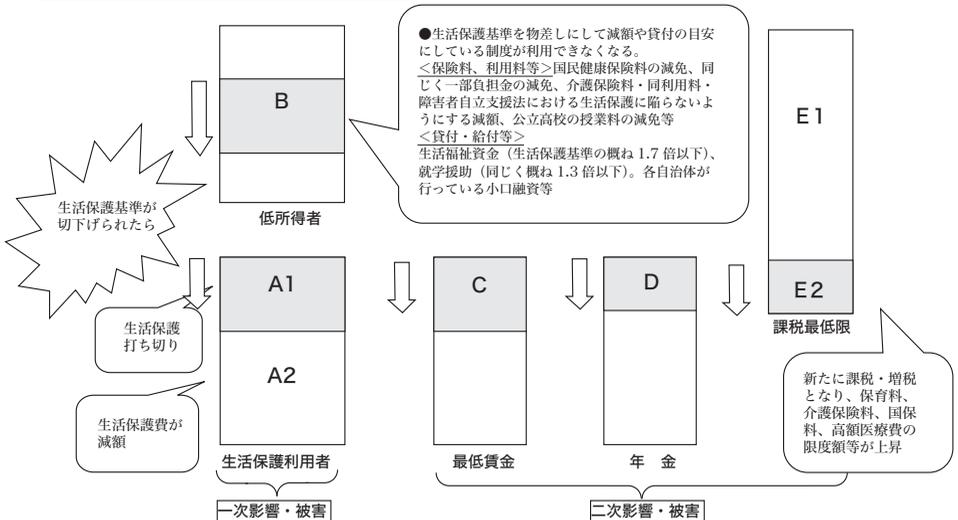


生活保護は、生活保護を受けている人や生活できない人だけの問題で、私には関係ないのでは？

そんなことはありません。実は、生活保護基準は社会の仕組みの中で、さまざまな基準として使われています。最低賃金、課税最低限、就学援助、高校授業料の減額基準などは、生活保護基準をもとに定められているのです。

近年、生活保護基準の引き下げがいわれることがありますが、生活保護基準が引き下げられれば、生活保護を利用している人だけでなく、生活保護以外の施策を利用しようとする人にとっても大きな影響が出てきます。生活保護基準は多くの人々にかかわる問題なのです。

【図1】生活保護基準額切下げが及ぼす影響・被害図



『生活保護法的支援ハンドブック』（民事法研究会）161頁より

（お問い合わせ先）

日本弁護士連合会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
 TEL：03-3580-9841（代） <http://www.nichibenren.or.jp>